

<別紙>

① 議決権行使のガバナンス

<目的>

「スチュワードシップ&議決権政策監督委員会」（以下、監督委員会）は、独立した立場から企業とのエンゲージメントや議決権行使などのスチュワードシップ活動における透明性向上とガバナンス強化を図ることをその目的とする。

<役割>

監督委員会の役割は、当社のスチュワードシップ活動と議決権行使活動に、第三者の目を持つ社外委員を多数とする委員会の立場で監督を行うことにあり、旧「スチュワードシップ&議決権政策委員会」の名称を「スチュワードシップ&議決権行使委員会（以下、行使委員会）」に改め、その役割を明確にし、監督委員会がこれを監督する体制とした。

<主な議題>

開催日	議題
2018/1/29	<第7回> 1.当社スチュワードシップ活動自己評価の作成・公表について 2.議決権行使活動の報告 3.エンゲージメント活動報告 4.今後のエンゲージメント活動と議決権行使方針について
2018/3/16	<臨時開催> 1. スチュワードシップ活動のご報告と自己評価（2017年）の公表について
2018/4/23	<第8回> 1.「議決権等行使指図ガイドライン」等の改定について 2.利益相反懸念先の議決権行使報告 3.エンゲージメント活動報告 4.議決権行使活動の報告
2018/6/12	<臨時開催> 1. 利益相反管理先の議決権行使内容について
2018/7/23	<第9回> 1.本委員会委員の交代について 2.日本株議決権行使状況の報告およびスチュワードシップの報告 3.外国株式議決権行使状況の報告
2018/10/22	<第10回> 1.日興アセットマネジメントグループ議決権等行使ポリシーの制定について 2.日本株ファンドにおける貸株の統制強化について 3.クラスター爆弾等製造会社への投資禁止について 4.日本株議決権行使状況の報告およびスチュワードシップの報告

② ファンドのガバナンス

<目的>

私たちが設定する投資信託、特に公募投資信託の商品開発プロセスや設定後のファンド運営について、社外より公平且つ高い見識を取り入れ、お客様にとってより明解で透明性の高い業務運営体制を構築すること、および、お客様の利便性や真の利益追求の視点に立った提言・アドバイスを得ること

<役割>

- ① 公募投資信託のモニタリング(開発プロセス、パフォーマンスのレビュー等)
- ② 利益相反管理態勢の確認
- ③ 新規ならびに既存の投資信託に係る決裁案件のレビュー
- ④ その他議長が必要と認める事項

<主な議題>

ファンド・アドバイザー・ボードでは、当社の公募投資信託の動向や業界動向についてレビューを行う他、特に、個人のお客様に関連する時々話題を取り上げ、メンバーとの間で当社の取組み状況、注力点、課題等について、グローバル目線も含めた活発な意見交換を行いました。

開催日	議題
2018/3/20	<第2回> 1. 当社の「投資信託の種類と純資産（2月末現在）」について 2. シニア層に向けた商品提供 3. その他
2018/5/31	<第3回> 1. 当局が好事例として挙げた KPI（平成 30 年 4 月時点） 2. フィデューシャリー・ESG 原則に係る行動指針への取組み状況について（2018 年 1 月 26 日公表文の振返りと今後の取組みに係る意見交換） 3. 当社の「投資信託の種類と純資産（4月末現在）」について 4. その他
2018/9/19	<第4回> 1. 当社の「投資信託の種類と純資産（4月末現在）」について 2. 投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI について（金融庁より 2018 年 6 月 29 日公表） 3. 金融庁が好事例として挙げた自主的 KPI(平成 30 年 7 月時点) 4. 高齢社会における金融サービスのあり方（中間的なとりまとめ）（金融庁より 2018 年 7 月 3 日公表） 5. その他